

関西防災・減災プラン感染症対策編（検討案）の概要
（鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策編）

H25.12.14 関西広域連合広域防災局

鳥インフルエンザ・口蹄疫等の発生・まん延から、関西の畜産業を守り、経済への影響を軽減するため、構成府県・連携県が家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）及び特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）に基づき防疫措置を円滑に実施できるよう、広域連合が、関西圏域における防疫措置に伴う関連業務、付随業務にかかる応援・受援の広域調整を実施するための方針を取りまとめる。

1 関西圏域の畜産業

関西圏域の平成 23 年畜産部門産出額は 1,750 億円で全国の 6.7%（農業産出額全体では 9.3%）、農業産出額に占める割合は 22.5%で全国平均（31.5%）を下回る。

また、関西圏域では兵庫県と三重県で圏域内畜産部門産出額の約半分を占めている。

関西圏域の家畜飼養状況

H25.2.1現在

区分	飼養戸数	飼養頭羽数		
		全国比(%)	飼養頭羽数	全国比(%)
乳用牛	1,059 戸	5.5	54,630 頭	3.8
肉用牛	2,808 戸	4.6	160,120 頭	6.1
養 豚	232 戸	4.2	296,290 頭	3.1
採卵鶏	345 戸	12.6	15,954 千羽	9.1
ブロイラー	308 戸	12.7	10,628 千羽	8.1

（出所）農林水産省「畜産統計」

2 関西圏域における特定家畜伝染病の発生事例

関西圏域でも、平成 16 年 2 月に国内で 79 年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生。その後、散発的に発生しているものの、その都度防疫措置によりまん延を阻止。

なお、関西圏域では口蹄疫は発生していない。

関西圏域の高病原性鳥インフルエンザ

時 期	地 域	処分羽数
平成16年	京都府	約22万羽
平成16年	京都府	約 1万羽
平成23年	和歌山県	約12万羽
平成23年	三重県	約 7万羽
平成23年	三重県	約26万羽
平成23年	奈良県	約10万羽

（参考）宮崎県

○高病原性鳥インフルエンザ

時 期	地 域	処分羽数	経済への影響
平成23年	宮崎県内 2 市 6 町	約102万羽	約102億

○口蹄疫

時 期	地 域	処分頭数	経済への影響
平成22年	宮崎県内 5 市 6 町	約30万頭	約2,350億

3 発生・まん延への備え

(1) 発生時に備えた準備

① 早期通報体制等の整備

- ・ 初動防疫措置を円滑に実施するため、異常家畜発生段階での発生府県からの早期通報体制等の整備（近畿農政局ルートと広域連合ルートで多重化を図る）

② 初動防疫に必要な農家情報等の収集・共有

- ・ 初動防疫に必要な農家の所在地、畜種、飼養頭羽数、焼埋却地等の確保状況等の情報を把握
- ・ 家畜防疫マップシステムを活用して、想定される搬出制限区域の農家情報や飼料・資材の搬送ルートの情報の共有

③ 初動防疫に必要な人員等の確保

構成府県・連携県が家伝法及び指針に基づき人員・資材等の確保を行うのに合わせて、広域連合では発生時の円滑かつ迅速な初動防疫対応に備えて関西圏域における家畜防疫員及び防疫資材に関する情報を共有する（近畿農政局に登録のうえ広域連合と構成団体が共有、毎年度更新）。

(2) 家畜の所有者に対する指導・助言等

構成府県・連携県は、家伝法及び指針に基づき、以下の事項を実施する。

- ① 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、家伝法に基づく飼養衛生管理基準の遵守
- ② 家畜伝染病の海外における最新の発生状況等の周知
- ③ 家畜の所有者の焼埋却地の事前確保が十分でない場合の利用可能公有地の決定等

(3) 畜産関係者への海外渡航に関する指導

構成府県・連携県は、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するように要請するとともに、仮に渡航する場合の留意事項を指導する。

(4) 広域防疫訓練の実施

4 発生・まん延時の対応

(1) 段階的な対応体制の整備

異常家畜発生段階から準備体制を整えるとともに、鳥インフルエンザ等発生時には、下記の対応体制を整備して発生状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す。

- ① 鳥インフルエンザ等警戒本部（国内で鳥インフルエンザ等が発生したとき又は政府若しくは都道府県の対策本部が設置されたとき）
- ② 鳥インフルエンザ等対策本部（広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合）

(2) 防疫措置の円滑な実施

構成府県・連携県は家伝法・指針に基づき、国、広域連合、市町村、関係機関と連携し防疫措置を円滑に実施し、家畜伝染病のまん延防止に努める。

発生農場での措置	発生農場周辺での措置
<ul style="list-style-type: none"> ・と殺 ・死体の処理 ・汚染物品の処理 ・畜舎等の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行の制限 ・移動・搬出制限区域の設定 ・消毒ポイントの設置 ・ウイルスの浸潤状況の確認 ・移動制限区域内の周辺農場への調査

(3) 人員・資材の応援・受援

① 初動防疫に必要な人員の派遣・資材等の融通

初期に必要な家畜防疫員を速やかに派遣するため、国の指針策定前から関西圏域で独自に実施していた家畜防疫員の派遣と防疫資材の融通制度を継承する。

ただし、指針に適合するよう、動物衛生課との調整を経て派遣するものとする。

関西圏域における家畜防疫員の初動派遣制度

【趣旨】動物衛生課で派遣調整が行われている間に、発生初期の初動防疫を迅速に行うために、構成府県・連携県（隣接府県は除く）は、初期に不足する家畜防疫員を速やかに派遣する。

【対象】全構成府県・連携県（10 府県）

【派遣可能人数】18 名

② 家畜防疫員以外の人員の派遣

- ・動物の保定、畜舎等の消毒、糞尿の処理等の家畜防疫員だけでは賅いきれない業務に対応するため、広域連合が家畜防疫員以外の職員の派遣調整を行う。
- ・社会福祉協議会やNPO等との連携を図り、ボランティアを積極的に活用する。

(4) 広域伝播を防ぐための消毒ポイントの設置

広域連合は、発生府県内の消毒ポイントに加え、広域的な伝播を防ぐため必要に応じて空港・港湾等の交通拠点に消毒ポイントの設置を施設管理者に依頼するとともに、利用者等への広報を行う。

(5) 風評被害対策

流通段階で排除されれば、消費者の選択に関わらず排除の影響が大きいため、広域連合は流通業界向けの対策に重点を置きつつ、次の対策を実施する。

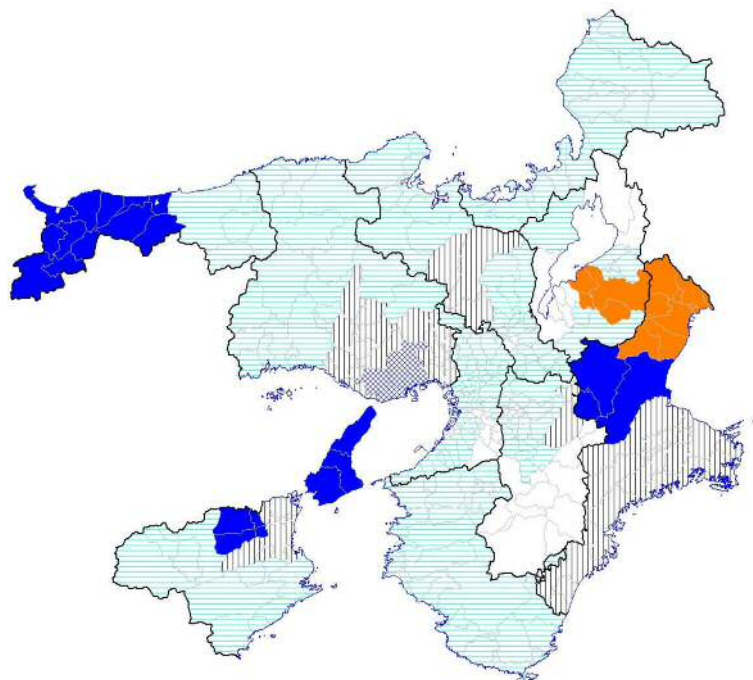
- ・畜産物流通業界等向けの適正取引の要請
- ・公的機関や学校給食での畜産物の利用促進
- ・畜産物消費拡大イベントの開催
- ・風評被害調査
- ・啓発資材による広報

【参考】対応の流れ

対応段階	国(農林水産省)	発生府県	発生府県以外の構成府県・連携県	広域連合
異常家畜の発見及び検査の実施 (LPAIにおいてはモニタリング検査の実施)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の異常の届出・通報 (HPAI) ・モニタリング検査陽性の通報 (LPAI) (家畜所有者又は獣医師→畜産主務課) ・農林水産省への報告 ・防災部局その他関係部局への連絡 ・管轄の市町村、広域連合等への連絡 ・家畜防疫員の現地農場への派遣 ・簡易検査、遺伝子検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫措置及び発生府県への協力の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合対策準備室の設置 ・情報収集・連絡調整の開始 ・広域連合から発生府県以外の府県へ連絡
病性の判定	<ul style="list-style-type: none"> ・病性の判定 (必要に応じて詳細な検査や試験を実施) 	—	—	—
病性判定時の措置 (患者又は疑似患者と判定された場合) 防疫措置に必要な人員等の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省対策本部の設置 ・報道機関への公表(発生府県と同時) ・発生府県へ連絡調整要員や専門家チームの派遣 ・発生府県へ緊急支援チーム(動物検査所等から)の派遣 ・発生府県への防疫資材の譲与・貸与 ・他府県の家畜防疫員の派遣調整 ・他府県防疫資材の融通調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該家畜所有者、府県内市町村、隣接府県、獣医師会、生産者団体等への連絡 ・府県対策本部の設置 ・報道機関への公表(農林水産省と同時) ・防疫措置に必要な人員及び資材の確保(自衛隊への災害派遣要請を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・共有 ・防疫措置に必要な人員の派遣、資材の融通 ※家畜防疫員の派遣は発生府県の隣接府県を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合警戒本部、対策本部の設置 ・広域連合から発生府県以外の府県へ連絡 ・家畜防疫員以外の派遣調整 ・防疫資材等の融通調整
発生農場での防疫措置	と殺 (法第16条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員によると殺の指示 →家畜所有者によると殺 	—
	死体の処理 (法第21条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による死体の焼却・埋却の指示 →家畜所有者による死体の焼却・埋却 	—
	汚染物品の処理 (法第23条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による卵、生乳、排せつ物、敷料、飼料等の焼却・埋却・消毒の指示 →汚染物品所有者による焼却・埋却・消毒 	—
	畜舎等の消毒 (法第25条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜防疫員による畜舎等の消毒の指示 →畜舎等所有者による消毒 	—
通行の制限 (法第15条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による発生農場周辺の通行の制限 ※市町村長も知事と同じ権限を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行制限に関する情報共有 (主に隣接府県) ・発生農場周辺の通行制限への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・通行制限に関する情報共有
制限区域の設定 (法第32条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・移動制限区域の設定 ・搬出制限区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・搬出制限に関する情報共有 ・移動制限区域の設定への協力 ・搬出制限区域の設定への協力 (主に隣接府県) ・移動制限区域の設定又は設定への協力 ・搬出制限区域の設定又は設定への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・搬出制限に関する情報共有
消毒ポイントの設置 (法第28条の2)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場周辺(概ね半径1km以内)、移動制限区域及び搬出制限区域の境界等での消毒ポイントの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイント設置に関する情報共有 ・消毒ポイントの設置への協力 (主に隣接府県) ・消毒ポイントの設置又は設置への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイント設置に関する情報共有 ・交通拠点における消毒の徹底依頼
ウイルスの浸潤状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・発生府県へ疫学調査チームを派遣 	<ul style="list-style-type: none"> (発生農場において) ・疫学調査の実施 (移動制限区域内の周辺農場において) ・発生状況確認検査の実施 ・清浄性確認検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体の浸潤状況の確認への協力 (主に隣接府県) ・病原体の浸潤状況の確認及び確認への協力 	—
風評被害対策 (住民の不安解消)	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報発信 ・各種相談窓口の設置 ・消費拡大イベントの開催 ・風評被害調査の実施 ・事業者等に対する指導・要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報発信 ・各種相談窓口の設置 ・消費拡大イベントの開催 ・風評被害調査の実施 ・事業者等に対する指導・要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の不安解消及び風評被害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の不安解消及び風評被害対策の実施

【参考 1】 関西圏域の飼養状況

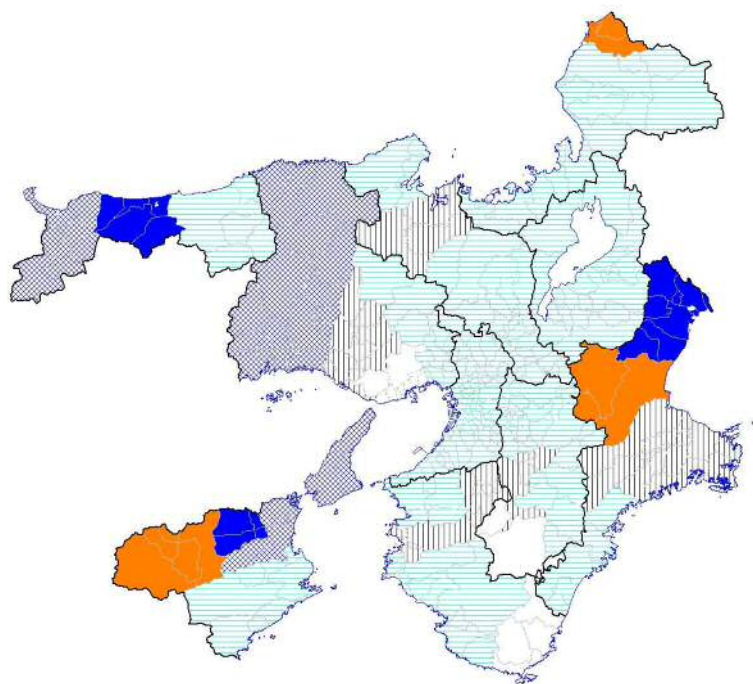
偶蹄類家畜の飼養密度 (頭/k m²)



(凡例)	頭/km ²
	1 ~ 10
	11 ~ 20
	21 ~ 30
	31 ~ 40
	40 ~
(参考)	
宮崎県児湯郡	342

※平成 24 年度現在

鶏の飼養密度 (羽/k m²)



(凡例)	羽/km ²
	1 ~ 500
	501 ~ 1,000
	1,000 ~ 1,500
	1,501 ~ 2,000
	2,001 ~
(参考)	
宮崎県児湯郡	9,876

※平成 24 年度現在